

## ○宇部市市街地再開発事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宇部市中心市街地の区域内における第一種市街地再開発事業の事業施行者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、都市再開発法(昭和44年6月3日付け法律第38号)に基づく国の市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号)又は市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱(昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号)(以下「国の補助要領等」という。)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業等 国の社会資本整備総合交付金交付要綱及び市街地再開発事業(組合施行、再開発会社施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行)等に係る国庫補助採択基準及び実施要領(昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号)又は市街地再開発事業費補助(一般会計)採択基準(都市局所管)に適合する第一種市街地再開発事業をいう。
- (2) 事業施行者 補助事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、施行地区となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の者が参加している市街地再開発事業準備組織、タウン・マネジメント・センター及び個人施行者のうち、次に掲げる要件を満たす者をいう。
  - ア 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)又は個人が、市税を滞納していないこと。
  - イ 法人等が、宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
  - ウ 法人等にあつてはその代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、宇部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 調査設計計画
  - ア 事業計画作成費
  - イ 地盤調査費
  - ウ 建築設計費
  - エ 権利変換計画作成費
- (2) 土地整備
  - ア 建築物除却等費
  - イ 仮設店舗等設置費
  - ウ 補償費等
- (3) 共同施設整備
  - ア 空地等整備費
  - イ 供給処理施設整備費
  - ウ その他の施設整備費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額の3分の2以内の額とする。ただし、市街地再開発事業準備組織については、同条第1号アに掲げる経費についてのみ補助することができる。

2 前項の補助金の補助対象の範囲及び限度額は、国の補助要領等に準ずるものとする。

(事前審査)

第5条 事業施行者は、あらかじめ事業計画について市長の審査(以下「事前審査」という。)を受けなければならない。

2 事業施行者は、当該事業に係る国への補助要望手続のため、第6条の補助金等の交付を申請する概ね1年前までに、事前審査申請書(様式第1号。以下「事前申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、事前申請書を受理した場合は、速やかに内容の審査を行い、事前審査が終了した時は、事業施行者に対し事前審査完了通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 事前申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施行地区の概況
- (2) 権利者調書
- (3) 既存建築物調書
- (4) 建築計画
- (5) 概略事業スケジュール
- (6) 概算全体事業費
- (7) 資金計画
- (8) 権利者の同意が確認できる資料
- (9) その他市長が必要と認める書類又は図書

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業施行者は、補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、原則として当該交付を受けようとする年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の「滞納が無いことを証する証明」(納税証明書の原本。発行日が1ヶ月以内のもの。)
- (2) 団体調書
- (3) 役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、事業施行者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たって必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(経費の配分の変更)

第8条 事業施行者は、補助金交付決定後において、調査設計計画、土地整備及び共同施設整備（以下「事業費」という。）間の経費の配分を変更しようとするときは、経費の配分変更承認申請書（様式第5号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 ただし、事業費間における流用で、流用先の経費の3割（当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となるものは、市長の承認を必要としない。

(事業内容の変更)

第9条 事業施行者は、補助金交付決定後において事業内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

事業施行者は、次に掲げる変更が生じ、それにより補助事業の内容が変わるときは、事業内容の変更承認申請書（様式第6号）により、市長の承認を受けなければならない。

ア 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの。

イ 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの。

ウ 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が900万円以下であるときは900万円）を超える変更又は3,000万円を超えるもの。

(2) 補助金の額の変更を生じる場合の変更

事業施行者は、補助金交付変更申請書（様式第7号）により、市長の承認を受けなければならない。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前条第2号の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、変更決定通知書（様式第8号）により、事業施行者に通知しなければならない。

2 第7条第2項の規定は前項の通知について準用する。

(事業完了期日の変更)

第11条 事業施行者は、補助事業が交付決定通知書に記載された期日までに完了しない場合には、遅滞なく完了期日変更承認申請書（様式第9号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第12条 事業施行者は、補助金交付決定後において事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）により、市長の承認を受けなければならない。

(経費の配分の変更等の承認)

第13条 市長は、第8条第1項、第9条第1号又は第12条の申請があった場合において、当

該申請を承認すべきであると認めたときは、承認書（様式第11-1号、様式第11-2号）により事業施行者に通知するものとする。

2 市長は、第11条の申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたときは、完了期日変更の承認を行い、その旨を完了期日変更承認書（様式第12号）により事業施行者に通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は前2項の通知について準用する。

#### （実地検査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業施行者に対して必要な指示を行い、報告を求め又は職員をして当該施行地区若しくは施設建築物その他の物件及び設計図等の書類を実地検査させ、必要な指示をすることができる。

#### （事業遂行状況報告書）

第15条 事業施行者は、毎会計年度四半期ごとに当該事業の事業遂行状況報告書（様式第13号）を当該期間経過後5日以内に市長に提出しなければならない。

#### （実績報告書）

第16条 事業施行者は、当該事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業完了の日（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は当該事業完了の日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 事業施行者は、当該事業が翌年度にわたる場合は、当該補助金交付決定に係る市の会計年度の3月31日までに年度終了実績報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の報告書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### （是正のための措置）

第17条 市長は、補助事業の完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう事業施行者に命ずることができる。

#### （補助金の額の確定）

第18条 市長は、第16条第1項の規定による完了実績報告書及び第16条第2項の規定による年度終了実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該報告に係る事業の成果が第7条の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額のいずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の（出来高・最終）額の確定通知書（様式第16号）により事業施行者に通知するものとする。

#### （補助金の支払い）

第19条 市長は、前条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合は、当該事業施行者から補助金請求書（様式第17号）を徴し、補助金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払い又は前払いすることができる。

#### (仮設店舗等の管理)

第20条 仮設店舗等の設置者は、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適切かつ合理的に行うよう務めなければならない。

- 2 事業施行者は、仮設店舗等の管理状況を仮設店舗等管理状況表（様式第18号）で毎年度末に市長に報告しなければならない。
- 3 使用計画期間を経過したときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 4 耐用年限前に仮設店舗等を撤去する場合には、同種の事業に継続使用する場合を除き、残存価格（補助対象建設費に残存価格率を乗じた額）に補助率を乗じて得た額を返還しなければならない。

#### (維持管理)

第21条 事業施行者は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、施設建築物及びその敷地が適切に維持管理されるよう必要な措置を講じなければならない。

#### (帳簿の備付け)

第22条 事業施行者は、補助事業に関する帳簿を備え、その経理を明らかにするとともに、当該帳簿を保管しておかななければならない。

#### (交付決定の取消し又は補助金の返還)

第23条 市長は、事業施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 第7条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第19条第2項の規定により概算払い又は前払いした額が、第18条の規定により確定した補助金の額を超えるとき。
- (6) 第2条第2号アからウまでの要件を満たさないことが判明したとき。
- (7) 第25条の規定による情報提供を怠ったとき。

#### (延納利息)

第24条 事業施行者は、前条及び第20条第4項の規定により補助金の返還が求められた場合において、当該返還に係る補助金を同条の期限までに納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第100条の規定する割合を乗じて計算した延納利息を市に納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由が

あると認めるときは、当該延納利息の全部又は一部を免除することができる。

(補助事業者の責務)

第25条 事業施行者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(施行細目)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。